

氏名 _____

令和7年11月11日実施 九州運輸局

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

A		B		C		D		E	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和7年11月11日 九州運輸局法令試験問題

問1 次の文章のうち、正しいものには解答用紙の○欄に、誤っているものには解答用紙の×欄にマークして下さい。

1. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の「事業計画」の一部に含まれています。
2. タクシー事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
3. 年齢が満70歳の個人タクシー事業者は、代務運転者を使用することができません。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
5. 距離制運賃の初乗距離は、各運賃適用地域ごとに地方運輸局長が定める距離により設定します。
6. 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
7. 個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはいけません。
8. タクシー車両に備え付ける地図は、旅客自動車運送事業運輸規則において、少なくとも営業区域内の一定の事項その他地方運輸局長が指定する事項が明示された地図で、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。
9. 個人タクシー事業者の運送約款には、運賃及び料金の收受に関する事項を定める必要はありません。
10. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
11. 一般旅客自動車運送事業者が事業を廃止しようとするときは、その日から30日前までに届出をしなければなりません。

12. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできません。
13. 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第44条の9の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第44条の9において準用する場合を含む。）の規定により、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者について、運送の引受けを拒絶することはできません。
14. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合、道路運送車両法の規定に基づき、その事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
15. 旅客自動車運送事業報告規則の規定により、個人タクシー事業者は、法人タクシー事業者と異なり、事業報告書を提出する義務はありません。
16. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両のブレーキは、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
17. 個人タクシー事業者が死亡したときは、相続人が相続による事業継続認可申請書を提出した場合を除き、相続人はその旨を届け出なければなりません。
18. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者が、登録実施機関から個人タクシー事業者乗務証の交付を受ける場合、申請を行わなければなりません。
19. 業務記録の保存期間は6ヶ月間となっています。
20. 営業区域外から営業区域内への旅客の運送行為は、道路運送法違反になります。
21. タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず運賃又は料金を収受した場合、旅客の求めがあったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
22. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証をタクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見やすいように表示しなければなりません。

23. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車に故障等により使用できなくなった場合、一時的にでも自家用自動車を使用して、事業を行うことはできません。
24. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、3ヶ月以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。
25. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を、運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
26. タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は食事若しくは休憩のため運送の引き受けをすることができない場合だけです。
27. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
28. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、事業者が特約に応じたときは、旅客から収受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくともよいことが規定されています。
29. 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、手続きについては、当該許可期限の満了前3ヶ月から1ヶ月までに申請書を提出しなければなりません。
30. 事業の廃止をしたときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要はありません。
31. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
32. 道路運送車両法の規定では、自動車登録番号標を表示しなくてもその自動車の運行の用に供することができます。
33. 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。
34. 事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。
35. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することは、その目的として規定されていません。

問2 下記は関係法令の抜粋ですが、文章の（ ）に当てはまる、正しい言葉を下記の語群の中から選び、解答用紙の番号欄にマークし条文を完成させなさい。

道路運送法

（運送約款）

第十一条

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしてなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般旅客自動車運送事業者の（ A ）に関する事項が明確に定められているものであること。

一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）に使用する車両の表示方法に関する取扱い規定について

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と（ B ）の確保に努めなければならない。

2. 略

3. 表示事項について、（ C ）に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。

4～5. 略

個人タクシー事業の審査基準

II. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

2. 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

（1）～（2） 略

（3） 患者輸送等の（ D ）に特化した運送のみを行うものでないこと。

（4） 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。

（5） 月に2日以上（ E ）を定めること。

（6）～（12） 略

① 役割	② 定期休日	③ 福祉事業	④ 利益
⑤ 運行前	⑥ 定期的	⑦ 営業	⑧ 輸送の安全性
⑨ 年度毎	⑩ 特殊な需要	⑪ 整備点検日	⑫ 責任
⑬ 公共の福祉	⑭ 旅客の利便性	⑮ 実績報告日	

令和7年11月11日実施 九州運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

1	○ 運施4	2	○ 輸18	3	× 期限更新	4	○ 運14	5	○ 運賃制度
6	× 運1	7	○ 運10	8	○ 輸29	9	× 運施12	10	○ 輸49
11	○ 運38	12	× 運賃制度	13	× 輸13	14	○ 車12	15	× 報告2
16	× 点検別表	17	○ 運施24+66	18	○ 特46	19	× 輸25	20	× 運20
21	○ 輸10	22	○ 特施12+35	23	○ 運78	24	× 事故2+3	25	○ 輸26-2
26	× 輸50	27	× 輸3	28	× 約款1+5	29	○ 九運局公示	30	× 運施25
31	○ 輸13+52	32	× 車19	33	○ 運施10-3	34	○ 輸2	35	○ 輸1

問 2

A	⑫	B	⑭	C	⑥	D	⑩	E	②
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 解答用紙のマークシートは再現できないので他と同一仕様にしています。
- 14 は「道路運送法車両法」になっていますが、原文通りです。
- 15 は「旅客自動車運送事業報告規則」で「等」が抜けていますが、原文通りです。
- 29 は九州運輸局公示に基づいた新型設問です。
- 30 は旧条文のままだが、どちらにしろ×なので従来通りの扱いです。
- 語群選択の条文が「個人タクシー事業の審査基準」及び「Ⅱ」になっていますが、原文通りです。
- 句読点や送り仮名、漢字ひらがなの違いは既出扱いです。